

4 消費者問題に関する法律

(1) 契約と契約の基本的ルールを定めた民法

人と人との間で交わされた約束の中で、法的拘束力があるものを契約といいます。例えば、八百屋さんで「リンゴを1つください。」というのは契約の「申込み」に当たります。これに対して、お店の人が「はい。」と答えたら「承諾」したことになります。申込みと承諾という双方の意思が合致すると、契約は成立します。

いったん契約が成立すると、お互いに契約を守らなければなりません。八百さんは代金を請求する権利があり、リンゴを引き渡す義務があります。お客さんはリンゴを受け取る権利があり、代金を支払う義務があります。契約内容を実行しない場合は、催促の上契約を解除されたり、損害賠償請求を受けたりして、最終的には裁判所に訴えられることもあります。

このように、対等な人と人との間の法律関係を規定しているのが民法という法律です。

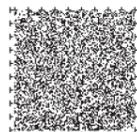
(2) 未成年者の保護

未成年者が法律行為（例えば契約）をする場合、法定代理人（一般的には親権者＝両親）の同意が必要です。法定代理人の同意がなく、未成年者が行った法律行為は、取り消すことができます（未成年者取消権）。これにより、不都合な契約を取り消すことで、未成年者を保護しています。

ただし、未成年者が行った法律行為でも、以下のような場合は取り消すことができません。

- ①単に権利を得、又は義務を免れる法律行為
- ②使用目的を定めて処分を許した財産（例えば、未成年者が旅行に行くための費用を親から渡されて、旅行代理店で旅行の代金を払った場合）
- ③お小遣いの範囲での買物
- ④営業を許可された未成年者のその営業に関する行為（企業等に雇用されて労務を提供する場合は含まれません。）
- ⑤結婚をしている場合
- ⑥未成年であるにもかかわらず成年であるとうそをついた場合

※民法では、20歳未満を未成年（成年年齢は20歳）としていましたが、民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が引き下げられ18歳で成年となります。



(3) 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方は、財産や日常の金銭の管理を自分自身で行うことが難しい場合があります。いわゆる悪質商法の被害に遭うおそれもあります。そのため、民法では成年後見制度を規定し、判断能力が不十分な方々を保護及び支援しています。

〈成年後見制度〉

- 法定後見制度…判断能力が不十分な方に対して後見人等を選任する。
 - ・判断能力の程度や本人の事情に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度があります。
 - ・家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）は、本人の代理人として契約をしたり、本人が成年後見人等の同意を得ずにした契約を、後から取り消したりすることができます（同意が必要な行為は後見、保佐、補助で異なります）。
- 任意後見制度…判断能力があるうちにあらかじめ任意後見人を決めておく。

(4) 消費者契約法

民法は対等な当事者間のルールを定めた法律です。ところが、消費者と事業者とでは、持っている情報の質・量や交渉力に格差があるため、消費者が不利な契約を結ぶという弊害が生じるようになりました。こうした状況に対処し、消費者の利益を守るために生まれたのが「消費者契約法」です。消費者契約法は、労働契約を除く、消費者が事業者とした契約（＝消費者契約）であれば、あらゆる契約に適用されます。

**消費者が、事業者から不当な勧誘を受けて契約したときは、
契約を取り消すことができます。**

[取消しができる場合]

不当な勧誘行為の類型	具体例
うそを言われた (不実告知)	「膝の痛みが治る」と勧誘し、実際にはそのような効果のない健康食品を販売。
不利になることを 言われなかった (不利益事実の不告知)	生命保険の乗換契約において、デメリットがあることを知りながら説明せず、新たな保障内容のメリットを説明して販売。
必ず値上がりすると 言われた等 (断定的判断の提供)	将来値上がりすることが確実でない社債を、「3年後には倍になる」と説明して販売。

